

議 事 日 程

平成29年 1 月 5 日（木曜日）午後 2 時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議案第2号 負担付きの寄附の受納について

出席議員（7名）

1番 今井美和

2番 今井美道

3番 桂川一喜

4番 樋口春市

5番 服田順次

6番 今井保都

7番 安江祐策

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 今井俊郎

教 育 長 安江雅信

参事兼総務課長 安江良浩

参事兼村民課長 小池 毅

産業振興課長 今井 稔

建設環境課長 今井義尚

教育課長 安江任弘

国保診療所
事務局長 伊藤保夫

会計管理者 安江 誠

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
次 長 安江由次

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成29年第 1 回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6 番 今井保都君、7 番 安江祐策君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定しました。

◎議案第 1 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第 3、議案第 1 号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第 1 号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）。平成28年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,259万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,505万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。平成29年 1 月 5 日、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表を省略させていただきまして、4ページの地方債補正を読み上げさせていただきます。

第2表(変更)、起債の目的でございますが、緊急防災・減災事業でございます。変更前の限度額3,200万を变更后限度額3,940万円に変更するものでございます。利率、償還の方法は変更はございません。これは、親田の臨時離着陸場整備事業の増額分に充当するものでございます。

続きまして、6ページ、7ページの事項別明細書を省略させていただきまして、8ページの歳入から説明いたします。

9款1項1目地方交付税、補正額19万8,000円。普通交付税でございます。

14款2項9目消防費県補助金、補正額500万円。岐阜県南海トラフ等の地震対策推進事業補助金でございます。

20款1項9目消防債、補正額740万円。緊急防災・減災事業債として、ヘリポートの建設事業に充当するものでございます。

続きまして、9ページの歳出を説明いたします。

6款1項5目山村振興事業費、補正額18万2,000円。工事請負費として18万2,000円の増額でございます。これは、魚の宿の改修工事でございますが、魚の宿の煙感知器を消防署の指導により各棟に1個ずつをつけるということで当初予算を見ておったわけなんです、改めて図面を消防署で確認をしていただいたところ、構造上の理由で2つつけなければならないというような事案になりましたので、その不足分についてを追加させていただくものでございます。

続きまして、9款1項3目の災害対策費、補正額1,241万6,000円。委託料としまして58万4,000円の減でございます。ここは、親田の臨時離着陸場の測量設計の委託料でございますが、事業費確定に伴う不用額の減額で58万4,000円の減でございます。

続きまして、工事請負費でヘリポートの建設工事として1,300万の追加がございます。第2工事分の追加として追加をさせていただくもので、昨年の暮れに調査設計が終了しまして、設計を積算したところ、当初予算1,400万に対して概算工事が2,700万円ほどの見込みでございまして、その差額分の1,300万につきまして追加させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(服田順次君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番(樋口春市君)

親田の離着陸場の件ですけれども、当初予算が1,400万で見込まれていたものが、1,300万の補正を組まなければ整備ができないということでございますけれども、我々は、この予算を我々に示されたときに、この金額で当然ヘリポートはできるものというふうに判断をしておりました。そこで、

数カ所の用地が選定される中で、当然この予算も頭に入れた上で用地設定をしていただけたものだろうというふうに理解をしておりました。

それと、前回の全協の折にもこの件につきましては、用地代が多少高くても、進入路等の整備をする金額も踏まえて用地を買収するのであれば、第2候補といたしますか、第1候補であった用地に関しては、進入路の整備もしなくても、ある程度は用地自体が少々高くても、その場所のほうがよくったのではないかというような発言を僕もしたわけですが、そういったことも踏まえて、しっかりと用地選定をしていただけたものであろうと思いますが、当然進入路等の整備をしなければならないということで、1,300万の追加補正をしないとヘリポートが建設できない状況にあるんだろうとは理解しておりますけれども、ヘリポート自体に我々は反対するものではありませんけれども、今後、平成29年度の予算を今組み立てておられる中で、今後予算を重視して事業を進めていただけるような、予算審議に我々はしっかりとそれを信用して審議をするわけですので、これが倍ほどの金額を補正しなければならないというようなことは二度と起こらないように今後進めていただきたいなというふうに。

○議長（服田順次君）

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

昨年、黒淵地内で整備しました越原上の臨時離着陸場でございますが、これは調査設計をして発注するのが本来ではございますが、今回は業者さんの見積もり設計、業者側からの提案をしていただいて、それについて一番最低の価格を表示された業者さんと契約をしたという結果、1,370万ほどの工事費となりました。

今回は、南海トラフ等の対策事業費の県の補助金があることもございまして、公共事業でございますので、しっかりとした調査設計をした結果、約2,700万円というような概算の事業費ができました。昨年、28年度の予算を見積もるときには、まだ黒淵の工事が済んでいない状況で、その工事を参考にして1,400万というような、土地の選定もしていないまま、前年度を見習って1,400万計上させたわけなんですけど、実際に用地選定から調査設計をしたところ2,700万かかったというような状況でございます。

ここにつきましては、今4番議員から質問がございましたように、しっかりと用地の選定をして、測量をして予算を計上させていただくといったことが、これからやっていかなければいけないと思っております。また、用地選定につきましても、ちょっとこちらが選定調査に入る時期が大変おくれて後手後手に回ったところもございまして、早く手を打てば、もう少し工事費の全体的な事業費は安く済むことになったかなと思っております。

また、ちなみに昨年の黒淵地内の事業費でございますが、約2,240平米で1,374万1,000円でございます。今回の予定でございますが、3,250平米で2,700万ということで、平米当たりに対しますと、黒淵は平米当たり6,117円ほどの工事費、今回予定をしております親田地内は平米当たり8,300円ということで、約2,200円ほどの平米当たりの単価が高くなっております。ここは田んぼと畑という

ような条件もございます。畑につきましては、茶樹の伐採とか支障木の伐採費等もございます。それから、取りつけ道の附帯工事といったものもかかりますので、こういった結果になったというところでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

先ほどもお願い申し上げましたけれども、我々は審議する上において、やはり予算がもとになりますので、予算をお示しいただいて審議をして、この金額で、今後、エコトピア住宅の村営住宅の件もございますけれども、ぜひとも予算をしっかりと組み立てていただいた上で、ある程度の、例えば今回の場合100万円ぐらいの追加予算であったならば、私も何も申し上げませんが、予算以上の倍ほどの整備費がかかるということになると、我々もやはり村民の皆様方に説明責任を持っておりますので、しっかりと今後進めていただきたいなあということだけつけ加えておきます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

事業の進捗、進め方についての御意見をいただきましたので、当初予算のときには、まだ用地も確定していないものを予算化させていただいたという説明をさせていただいて、事業を28年度でやりたいということで、ある意味で頭を出させていただいて、それから用地選定をやらせていただくというような説明をして進めた事業であります。

できる限り議員のおっしゃるように、設計もして、それから金額も固めてやるのが一番いいわけですが、時間的な調整といいますか、県の補助金が今年度なら確実に取れるんだけど、来年度になるといろんな手が挙がってくるので補助金が減ってしまうというような状況もあったりして、当初予算で上げさせていただいて、その時点で設計ができていなかった、用地設定ができていなかったということがこの結果になろうかと思えます。

第1候補のところはちょっとおくれたと参事は申しましたが、あそこは面積が広がったので設計してみればどうなるか、進入路だけの問題ではないかもしれませんが、しっかりと交渉させていただいたところで第2候補地が買収に応じていただけたということですので、そこで事業を進めることにいたしました。

最初から、前年度のうちにそこまで進めておけばよかったんですが、今回の事案についてはそこができていなかったということで、御指摘どおりかと思えます。今後なるべく事業は早目に着手をしたいんですが、事業の内容によっては今回のように少しずつ組み立てていって最終的にはこうなったということで、その都度その都度に全協等で説明をさせていただいていきたいと考えております。村民の皆さんの最初の説明で予算と違うぞというところが出てくるのは、大変申しわ

けなかったかと思いますがけれども、建設工事自体についての認定はいただけたということで事業を進めてまいりましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

魚の宿の火災報知機の件なんですけど、金額はそんなにあれなんですけど、消防のほうから火災報知機をつけろということと言われてつけたということで、つけてみたら2つないといけないと言われたのは、消防が言い忘れたのか、こっちがちゃんと調べてなかったのか、どちら側に責任があると思われませんか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

当初、担当がこの工事を進めるに当たって消防署に伺ったわけなんですけれども、そのときの図面が余りはっきりわからなかったのかわかりませんが、和室とか部屋が分かれておって、新たに業者のほうで申請書を持っていったときに、やはり部屋がちゃんと分かれておるなら、ちゃんと1個ずつつけなさいというような指摘を受けたわけです。

当初、担当も消防署のほうへ伺っておったわけなんですけれども、結果、こういうようなことになってしまったわけでございますけれども、決して言ってなかったわけではございません。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1 番 今井美和君。

○1 番（今井美和君）

わかりやすい図面で確実に予算がとれるように、今後気をつけてください。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

議員ありがとうございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 平成28年度東白川村一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第4、議案第2号 負担付きの寄附の受納についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事兼総務課長 安江良浩君。

○参事兼総務課長（安江良浩君）

議案第2号 負担付きの寄附の受納について。次のとおり負担付き寄附を受けることについて、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求める。平成29年1月5日提出、東白川村長。

1. 寄附の目的。名古屋商科大学旧白川セミナーハウス跡地について、東白川村の医療・福祉に寄与するため、医療福祉施設の用地として活用されるよう寄附の提案をする。

2. 寄附の条件。別紙覚書のとおり。

3. 寄附者。愛知県日進市米野木町三ヶ峯4番地の4、学校法人栗本学園、理事長 栗本博行。

次の覚書について、朗読させていただきます。

名古屋商科大学旧白川セミナーハウス跡地無償譲渡に関する覚書。

この覚書は、愛知県日進市米野木町三ヶ峯4番地の4の学校法人栗本学園（以下「甲」という。）と岐阜県加茂郡東白川村神土548番地の東白川村（以下「乙」という。）の間において、次のとおり覚書を締結した。

（趣旨）第1条、甲は、以下の条項で述べられる条件のもと、乙の医療、福祉環境の向上を目的に建設される医療福祉施設の建設用地として利用することを条件に、甲が岐阜県加茂郡東白川村地内に所有する別紙1に掲げる土地（以下「当該土地」という。）を、乙に対して無償譲渡するに当たり、その内容について定めるものである。

2. 当該土地における事業計画については、乙が甲にその内容を示し、相互理解のもとに当該事業を遂行するものとする。

（無償譲渡の時期）第2条、当該土地の無償譲渡については、甲の理事会並びに評議委員会にお

いて審議中の内容であり、甲の理事会並びに評議委員会それぞれの議決を必要とする。また、乙の村議会において負担付寄附の受納に係る議決を必要とする。

2. 前項に規定する甲並びに乙の議決がなされない場合は、本覚書の内容は無効となる。

3. 前2項に規定する甲並びに乙の議決がなされた後に、所有権移転に係る諸手続を速やかに進めるものとする。

(当該土地の利用目的) 第3条、乙は、甲から無償譲渡する当該土地を、医療、福祉施設の建設用地として利用しなければならない。

2. 乙が、当該土地に第1条第1項に規定する趣旨を達成するために必要な附属施設を整備する際は、前項の規定にかかわらず、乙と甲が協議の上、双方合意のもとに整備できるものとする。

(当該土地の利用年限) 第4条、乙は、甲から無償譲渡する当該土地を、第2条第3項に規定する所有権移転登記後50年間は、本覚書の利用目的に限って使用しなければならない。

2. 前項に期間内において、本覚書に規定する利用目的以外に当該土地が使用されるなどの不測の事態に至った場合は、乙は甲と協議し、双方合意の上、対策を講じなければならない。

(当該土地の表示) 第5条、乙は、甲の創立者であり東白川村の出身者である栗本祐一先生の功績を後世に残すよう、前条に規定する土地の利用年限期間中は乙が建設する施設名称に、「栗本祐一記念」の表記を付すとともに、栗本祐一先生の功績や肖像写真をパネル等で設置するものとする。

2. 前項の施設名、肖像写真及びパネル等の設置については、乙は甲と協議し、双方合意の上整備しなければならない。

(覚書の有効性) 第6条、第4条に規定する当該土地の利用年限中に乙の廃置分合が行われた場合は、地方自治法施行令第5条の規定に基づき新たに属した普通地方公共団体が本覚書を継承し、本覚書で規定された各条項を履行しなければならない。

(当該土地の解除) 第7条、乙が、第3条、第4条または第5条に違反もしくは第6条の規定により新たに属した普通地方公共団体が本覚書に定める各条項を履行しない場合は、甲は、本覚書に規定する当該土地の無償譲渡について解除できるものとし、当該土地の返還を請求することができる。

2. 乙は、前項の規定により当該土地の返還を請求された場合において、甲からの請求に基づき、乙は当該土地の返還にかえて金銭による補償を行うことができるものとする。

3. 前2項に規定する不測の事態が生じた際は、甲と乙が協議の上、双方合意のもとに対策を講じなければならない。

(紛争処理) 第8条、この覚書は日本国の法律に従う。この覚書の内容について紛争が生じたときは、甲と乙は全ての問題点を解決するため協議し、誠意を持って努力する。相当の時間経過後も満足すべき解決に至らないときは、甲または乙いずれかが訴訟を起す前に調停、仲裁等の適切な方法による解決を図るものとする。全ての紛争解決の場は愛知県とする。

本覚書締結の証として本覚書正本2通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、各1通を保有する。

甲、愛知県日進市米野木町三ヶ峯4番地の4、学校法人栗本学園、理事長 栗本博行。

乙、岐阜県加茂郡東白川村神土548番地、岐阜県加茂郡東白川村、村長 今井俊郎。

続きまして、別紙1を読み上げさせていただきます。

字、地番、地目、面積の順で読み上げます。

長落、2999番1、公衆用道路、43平米。3000番、公衆用道路、128平米。3003番1、公衆用道路、79平米。

十九折洞、3149番1、学校用地、137平米。3149番2、学校用地、29平米。

沼、3186番1、学校用地、37平米。3187番1、学校用地、3,761平米。

中田、3210番、学校用地、3,940平米。3224番1、公衆用道路、139平米。3225番1、公衆用道路、14平米。3226番2、原野、39平米。3226番3、公衆用道路、90平米。3231番2、原野、26平米。

木戸場平、3232番2、原野、92平米、3233番1、学校用地、4,977平米。3240番1、学校用地、66平米。3245番2、原野、128平米。3251番1、学校用地、120平米。

上ミ瀬、3254番1、学校用地、2,935平米。3256番2、原野、23平米。3257番2、原野、19平米。3258番、学校用地、72平米。3259番、学校用地、56平米。3260番、学校用地、109平米。3261番1、原野、76平米。3261番2、原野、109平米。3262番1、原野、56平米。3262番2、学校用地、46平米。3263番、原野、158平米。3266番1、原野、198平米。3266番2、学校用地、79平米。

小洞口、3274番1、山林、393平米。

小洞、3285番2、山林、47平米。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

やっと商科大学のことについて決着といたしますか、私は地元として、前の村長にも名古屋商科大学の建物が取り壊しされているから、有効活用をしてほしいということを再三申し出て、前村長も前向きに対処するというをおっしゃって、今回こうして負担付きではありますけれども、寄附がなされるということは、東白川村にとっては本当にありがたいことでございます。

負担といっても、土地の利用目的、それからまた利用年限、土地の表示といったことでございますので、何ら村にとってもマイナス面もないし、本当に村にとっては村の活性化にもつながるし、大変正月早々こういったお年玉といたしますか、こういう話を議決するということは本当にありがたいことなんだというふうに思っております。

そこで、2つだけお聞きしますけれども、今回の名古屋商科大学については、これをもって全ての財産が商科大学もゼロになるのか、もうこれが全てなのかということと、それから、地目につきましては4つの分類にされているわけですが、土地造成とか敷地造成なんかをやっていく中

で、どのような動きの形がなされるのか、その辺をちょっとお伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回のいろんな折衝の中で、改めて公衆用道路になったりとか、まだそのままだったりとか、あるいは山林の一部もまだあったとかいうようなことで、あのところにあった名商大の所有の土地全部の番地でございます。したがって、あと残るところはないです。

個人、東白川村の方の土地がちょっと残っている部分がありますので、またここは次の折衝になるかと、そのままでも全然問題なしでやれるというところでございます。

それから、2つ目の御質問でございますけれども、登記については村が所有になりますので、離れたところはやっぱり筆は別になりますけれども、連続したところは1筆で登記し直したいというふうには思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

最初に、覚書の中でちょっと曖昧な部分の、特に日付、時間割りに関する部分なんですけど、まずこの覚書自体がまだ年月日が入っていないということと、一番前段のところ、次のとおり覚書を締結したというものを今議案に出されているわけですが、実際の締結時期というのは過去形なのか未来形なのか知りませんが、締結の時期をちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回の議案のつくり方は、本来は覚書をしておいてから議案を上げるという慣例があったみたいで、そのまま使わせていただいたんですが、現実的には、締結はこの議決をいただいた後、向こうは機関決定をされていますので、しかるべき日に調整をして、この後覚書の締結になります。

その後、登記のために必要な書類の譲渡契約書等の名称になるかと思いますが、それもお互いに交わすという形になります。2段階で事務が進みます。その無償譲渡契約書になりますけど、これがこちらに来た時点で登記ができるという事務の流れになります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

もう少し具体的な数字が欲しいというのと、実はこの覚書の中に、第2条のところ甲の理事会、

評議会それぞれの議決を必要、それから乙の村議会における議決ですね。これは、今回のこの議決というのは明確ですけど、実は甲の理事会並びに評議会というものが既に行われて議決がもらえているのか、今後なのかもあわせて、実はもう少し何月何日までとは申しませんが、もう少し具体的な日付がないと、次にもう1個続けて質問を入れておきますけど、登記後50年間という、登記という数字が今度、いつ登記になるのかというのが決定しますと、ようやく50年というのが確定するので、今のことをぼーっと聞いておきますと、一体全体50年後というのは何月何日なのかが年単位でずれるくらいの勢いでずれていくと思いますので、ちょっと明確な答えをお願いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

答弁という形でしっかりと議事録に残したいという趣旨の御質問だと思いますので、不明瞭なことについては明確にお答えをしておきます。

覚書は、先ほど言いましたような理由で過去形であったり、将来形であったところはちょっと御理解をいただきたいと。この内容でもって覚書を締結するための議案にしたということで、この覚書自体の議決ではありませんので、そのところをまずお断りしておきまして、この後、先ほど申し上げました覚書の締結は、極めて事務的に文書のやりとりだけで済むということに打ち合わせが済んでおりますので、議決いただいたらすぐに連絡をとってしかるべき、もう早々にですから、今月以内にお互いに交わせるのではないかと考えています。

その後は、ちょっと日程調整がございますので、こちらからお礼を兼ねて出向いて、先ほど言いました無償譲渡契約書の締結について、どういう形で学校側が求めておられるのか、例えばプレス発表、新聞発表等も踏まえて、しかるべき日にちを設定してやられるのか、あるいはそんなことはなくていいよというようなことになるかもしれません。ここはまだ未知数です。したがって、日にちまでは設定できませんが、28年度中にはそこまで事務を進めさせていただいて、事業を進めないと、当初予算等の計画もございまして、相手があることですので若干確定的ではないかもしれませんが、1年先に送るとかそういうことは一切ございません。今年度中に登記まで持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

時間割りにつきましては今の質問で結構ですけど、もう1個、やはり50年間という約束をこれからしていくということは、いろんな場でも申しましたが、役場職員の新規に入った方ですら50年後にはもう退職なさっている年月です。ということは、残念ながら、議会のこの場における人が

50年後に現役ばりばりで村の将来を担っていつているであろうということは、比較的考えにくい年月であります。

その時点までこの覚書が有効であるということは、この覚書の中にも50年という年数が指定してありますので、あえて誤解のないように申しますと、中身に対して否定的に考えようというのではなく、将来的にわたって万が一のことが起きた場合に、将来の村民に対して不利益が起きないようにあえて質問をするという前提をちょっとお聞きいただいた上での質問とさせていただきますが、この場合、当該目的につきましていいましても、医療福祉というのが50年間でどう変わっていくかというのは、過去50年前をさかのぼって見たときの村がどうであったかを考えていただければわかるように、必要であったはずの施設が要らなくなったり、逆に必要でなかった施設が入り用になったりということ、それから特に経営が絡んでくるような施設でありますので、経営上どうなるかというのは50年間とても担保できるものではないと思います。

それを前提にちょっとお聞きしたいわけですが、この第7条に万が一のことが起きた場合に、土地の返還という文章が書かれております。ただし、第7条第2項におきましては、万が一土地の返還ではなく、金銭で解決も可能であると書いてありますが、村長としてこの覚書につきましては、万が一のときに、そこに建っている施設等を全部壊して更地にして返さなきゃいけないという思いでこの覚書をなさっているのか、そのときは臨機応変に、万が一の場合は更地にするまでのことなく別の解決方法があるという意味合いで、この第7条、金銭的な解決も可能であるという認識のもとでこの覚書をされているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員御指摘のとおり、50年後、私は絶対に生きていないと思いますが、そのときに紛争が起きるかどうかも、これはまたわからないことをございまして、将来のために紛争が起きた場合は、第8条あるいは第7条の第3項等で双方善意のもとでよく協議をして行いますというようなことも書いてございまして、そういったときに、現実的にひょっとして建物を壊して云々といったときに、解決の方法として金銭による解決が後世の人ができるほうが極めて合理的であろうということをお互いに合意しましたので、この条項が入ったということで、あくまでも紛争をしてどうのこうのということを予定したわけではございませんし、解決の手段として金銭で後世の人ができるような道しるべをできた形でしておいたほうがすっきりするという交渉の段階での合意があって、この条項が入りました。

おっしゃるとおり、先のことまでは誰も保証ができないことをございしますが、我々が今なすべきこととして、将来に対しても禍根を残さないような、しっかりとした事務をやっておく必要があるということで、お互いにこの覚書を締結して、向こうも相手がかわるということも当然予想されますので、この第7条はそういうことをございまして、第8条、ここに大事なことが書いてございまして、両方とも誠意を持ってお互いに話し合うということになって、どうしようもないときだけ裁

判によるというようなことが書いてあります。ここまで読み込んで、覚書の中身を精査させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第2号 負担付きの寄附の受納についてを採決します。

この採決は起立採決で行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本件を原案のとおり決定することに異議のない方は、起立をお願ひいたします。

〔賛成者起立〕

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 負担付きの寄附の受納については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

これで本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

平成29年第1回東白川村議会臨時会を閉会といたします。

午後2時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員